

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	子どもはぐくみ医療費の助成に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鳴門市は、子どもはぐくみ医療費の助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

鳴門市長

## 公表日

令和4年8月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子どもはぐくみ医療費の助成に関する事務
②事務の概要	<p>鳴門市子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例に基づき、子どもに係る医療費の一部をその保護者に助成することにより、その疾病的早期発見と治療を促進し、もって子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とし、医療費の一部を助成する事務を行っている。</p> <p>鳴門市子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例に基づき、特定個人情報ファイルは以下の事務に使用している。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>医療費の助成を受ける資格の確認に関する事務</li><li>医療費の助成の実施に関する事務</li><li>受給者の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務</li><li>受給者証等の更新の申請に係る事実についての審査に関する事務</li><li>医療費助成に関する資格内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務</li></ol>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"><li>福祉医療システム</li><li>宛名管理システム</li><li>中間サーバー</li><li>統合利用番号連携サーバー</li></ol>
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども医療費受給者台帳情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"><li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第2項</li><li>鳴門市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 (平成27年12月25日条例第29号) ・第4条第1項 別表第1_3の項</li></ol>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"><li>番号法(平成25年5月31日法律第27号) 第19条第9号(照会の根拠)</li><li>鳴門市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 (平成27年12月25日条例第29号) 第4条第1項 別表第1_3の項(照会の根拠)</li><li>なし(子どもはぐくみ医療に関する事務において情報提供ネットワークシステムにおいて地方税その他地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報提供は行わない)</li></ul>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部子どもいきいき課
②所属長の役職名	子どもいきいき課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	鳴門市企画総務部総務課 〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170 088-684-1203
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	鳴門市健康福祉部子どもいきいき課 〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170 088-684-1225

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査			
実施の有無	[ ○ ] 自己点検	[ ○ ] 内部監査	[ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢>	1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	子どもいきいき課長 黒瀬 政章	子どもいきいき課長	事後	記載方法の変更
令和1年6月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年10月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	時点修正
令和1年6月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年10月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	時点修正
令和1年6月30日	IV リスク対策		項目の追加	事後	様式変更によるもの
令和1年12月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和1年6月1日 時点	令和1年11月1日 時点	事後	時点修正
令和1年12月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和1年6月1日 時点	令和1年11月1日 時点	事後	時点修正
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法(平成25年5月31日法律第27号) 第19条第8号(照会の根拠)</li> <li>・鳴門市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年12月25日条例第29号） 第4条第1項 別表第1 3の項(照会の根拠)</li> <li>・なし(子どもはぐくみ医療に関する事務において情報提供ネットワークシステムにおいて地方税その他地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報提供は行わない)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法(平成25年5月31日法律第27号) 第19条第9号(照会の根拠)</li> <li>・鳴門市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年12月25日条例第29号） 第4条第1項 別表第1 3の項(照会の根拠)</li> <li>・なし(子どもはぐくみ医療に関する事務において情報提供ネットワークシステムにおいて地方税その他地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報提供は行わない)</li> </ul>	事後	
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和1年11月1日 時点	令和3年7月1日 時点	事後	時点修正
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和1年11月1日 時点	令和3年7月1日 時点	事後	時点修正
令和4年8月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年7月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	時点修正
令和4年8月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年7月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	時点修正